



BAY HILLS

ベイヒルズ社労士事務所便り

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町1-1 KDX 横浜ビル6階  
TEL: 045-450-6701 (9:00~17:00) FAX: 045-450-6706



### 【今月の一言】

コロナに関するニュースも少しずつではありますが、明るい兆しがみえてきましたね。暇を持て余した臨時休校中の息子たちは、アプリをダウンロードし、独学でピアノを始めました。全くの初心者で鍵盤の位置もわからないところから、コードを覚え、両手で演奏できるようになっていました！最近のアプリってすごいですね！

それでは今月もベイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。(事務員S)

### 6月から職場におけるハラスメント防止対策が強化されます

#### ◆パワーハラスメント

労働施策総合推進法の改正により、6月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止のため、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。なお、中小事業主は、令和4年4月1日から義務化されます(それまでは努力義務です)。

#### (1) 事業主および労働者の責務

##### ・事業主の責務

- ① 職場におけるパワーハラスメントを行ってはいならないこと等これに起因する問題に対する労働者の関心と理解を深めること
- ② 雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと

##### ・労働者の責務

- ① ハラスメント問題への関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に注意を払うこと、
- ② 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

#### (2) 防止に向けて、事業主が講ずべき措置

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはいならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
- ③ 相談窓口を予め定めて、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること
- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩ 相談したことを理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

#### (3) 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力したことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されます。

#### ◆セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

これらについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられていますが、6月1日から以下のとおり、事業所の規模を問わず防止対策が強化されます(①・②の内容はパワーハラスメントと同様です)。

- ① 事業主および労働者の責務
- ② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応

自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置事実確認等への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

### 業務中に新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償

厚生労働省は、各労働局に対し、労働者が業務中に新型コロナウイルスに感染した場合の労災補

償に関する通達(以下「通達」という)を出し、相談があった際の対応について方針を示しました。

#### ◆感染経路が特定できない場合は？

通達では、新型コロナウイルス感染症について、従来の業務中の事故や病気の考え方の考え方と同様に、業務遂行性と業務起因性が認められた場合に労災保険給付の対象となるとしています。

しかし、この感染症は、感染経路が特定できない場合が多いことが大きな問題となっています。通達では、「患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。」とし、医療従事者や介護従事者以外の労働者についても、感染経路が特定できなくても「業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること」と明記しています。

#### ◆感染リスクの高い業務とは？

感染経路が特定できない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる以下のような業務に従事していた場合は、「潜伏期間の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること」としています。

- ・複数(請求人を含む)の感染者が確認された労働環境下での業務
- …施設利用者等が感染している場合等を想定
- ・顧客等との近接や接触の機会が多い労働下での業務
- …小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定
- また、海外出張者については、出張先国の感染リスクが高いと客観的に認められる場合には、「個々の事案に即して判断すること」としています。

#### ◆判断や対応に迷ったときは相談を！

5月8日時点での新型コロナウイルスに関する労災請求件数は7件ですが、今後、事業主、労働

者からの相談は増えると考えられます。また、医療従事者等からは早期の労災認定を求める声も強まっています。従業員が感染した場合の労災補償、請求手続き等については、所轄の労働基準監督署や社会保険労務士にご相談ください。

【基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」】

### 6月の税務と労務の手続 【提出先・納付先】

#### 1日

労働保険の年度更新手続の開始  
<7月10日まで> [労働基準監督署]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降採用の労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額納付 [郵便局または銀行]

#### 30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [職安]

#### 雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]